

1 酒田市健康福祉部の概要について (令和7年度健康福祉部機構・運営方針)

令和7年7月3日
酒田市健康福祉部地域福祉課

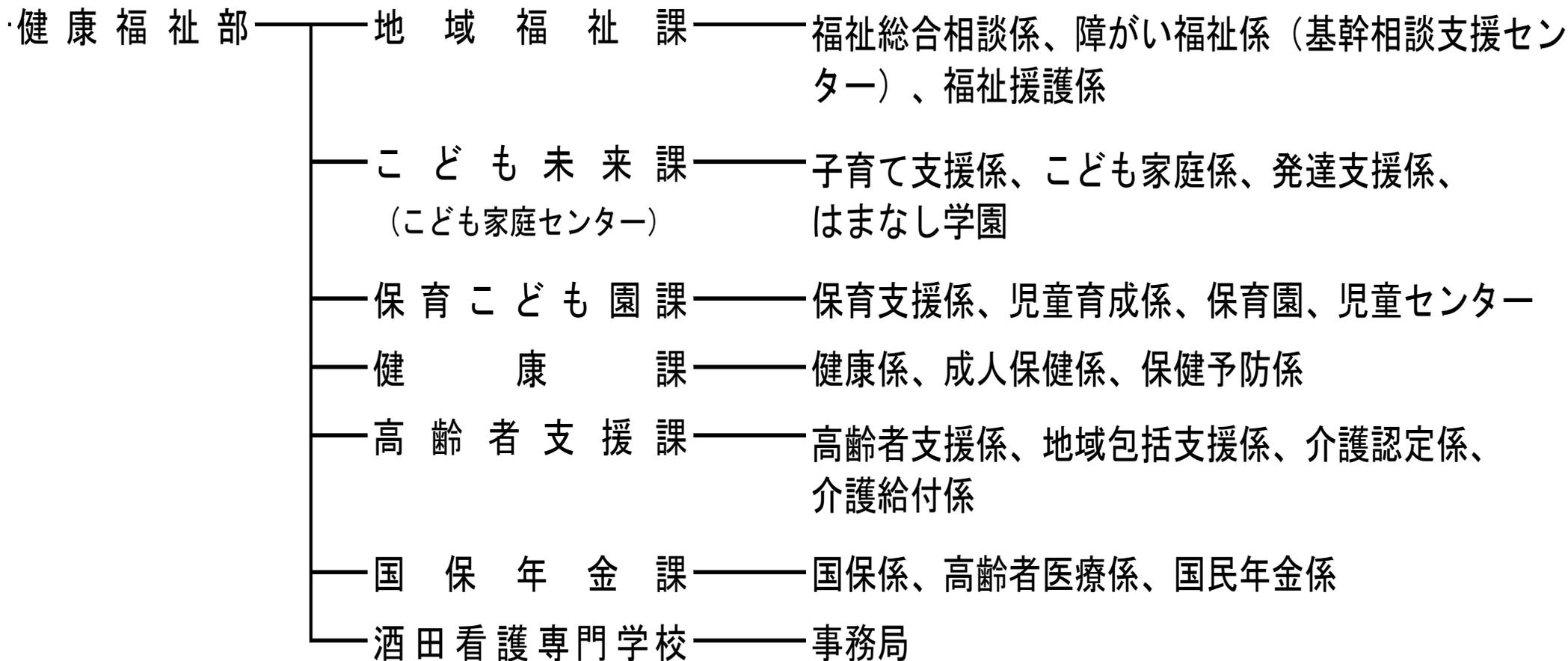
酒田市の概要

人口	93,102人（令和7年3月31日現在）
人口動態	出生369人、死亡1,831人、転入2,049人、転出2,452人（令和6年）
世帯数	42,216世帯（令和7年3月31日現在）
面積	602.98km ² （令和7年1月1日現在）

【健康福祉に係る概要】

- （子ども）こども家庭センター：1か所（令和5年度より設置）
- （子ども）保育所数：私立20施設、公立5施設 認定こども園数：私立11施設
- （高齢）高齢化率：38.1%（令和7年3月31日現在）
- （高齢）地域包括支援センター：委託10か所（令和7年4月1日現在）
- （障がい）基幹相談支援センター：1か所（令和6年度より設置）
- （困窮）生活困窮者自立支援センター：委託1か所（令和7年4月1日現在）
- （困窮）生活保護受給率：0.91%（令和7年3月31日現在）
- （教育）小学校：公立21校、中学校：公立7校、高等学校：公立3校、私立2校
- （地域）コミュニティ振興会数36、自治会数450（自連協※加入数）
- （地域）民生委員・児童委員：243名（令和7年7月1日現在）

令和7年度 酒田市健康福祉部機構図



令和7年度健康福祉部機構改革の概要

○令和7年度は機構改革は行わず、令和6年度の組織体制を継続することにした。
なお、高齢支援課に地域包括支援主幹（課長級）を配置した。

健康福祉部の目標と基本的な考え方

【健康福祉部の目標】

- 高齢者・障がい者・子どもなど全ての市民が、地域で安心して暮らせる仕組みの構築
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の構築
- 児童虐待の防止と子どもの貧困対策の推進
- 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- 健康づくり・介護予防の取り組みによる健康寿命の延伸
- 安定的かつ持続可能な地域医療体制の確保
- 復旧・復興方針に掲げる住まいと暮らしの再建への支援

【基本的な考え方】

健康福祉部は、福祉・子育て・保育・介護・保健・医療という市民の健康福祉分野を担う部署として、人口減少を抑制しながら、**一人ひとりが豊かに、幸せに、安心・安全に暮らせるまちを創る**ために、庁内関係各部をはじめ、酒田市社会福祉協議会、酒田地区医師会、地域包括支援センターなどの関係機関や団体と連携しながら、上記に掲げる健康福祉部の目標達成に取り組んでいく。

2 地域の福祉課題について (成年後見制度について)

本日の内容

- * 1 成年後見制度とは
- * 2 申立～利用までの流れ
- * 3 成年後見制度の
活用に向けて



成年後見制度
マスコットキャラクター
後犬ちゃん

1 成年後見制度とは

- 認知症、精神障がい、知的障がい等により、物事を**判断する能力**が十分でない方について、本人の援助者を選ぶことで本人を**法律的**に支援する制度

1 成年後見制度とは

法定後見制度

⇒ 本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度

任意後見制度

⇒ 本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度

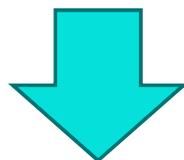
補助

保佐

後見

1 成年後見制度とは

どのような人が後見人になるの？



①親族後見人

②専門職後見人

... 弁護士、司法書士、社会福祉士等

1 成年後見制度とは

成年後見人等に**できること**

できること

預貯金、証券等の財産管理、各種支払

入院・入所等の契約行為

介護・医療の方針決定

相続・相続放棄・遺産分割協議

同意のない契約の取り消し

死亡届の提出

1 成年後見制度とは

成年後見人等にできないこと

できないこと

資産の運用、財産の流用

医療同意・入所時身元引受 ※1

買い物や身体介護等の事実行為 ※1

婚姻・養子縁組等の一身専属的な事項

※1 親族後見において、親族としての医療同意や身元引受は可能

2 申立～利用までの流れ

申立をできるのは、**本人、配偶者、
4親等以内の親族**

- ・親、祖父母、子、孫・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

(親族申立)

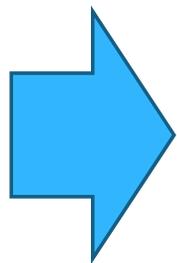
本人や親族による申立てが期待できない場合

→ **市長**による申立ての検討 (**市長申立**)

3 成年後見制度の活用に向けて

成年後見制度の課題

親族以外の**第三者**が成年後見人等となった場合、**医療同意**や**身元引受**、**葬儀**の手配や**遺留品**処分は成年後見人等の義務ではない。

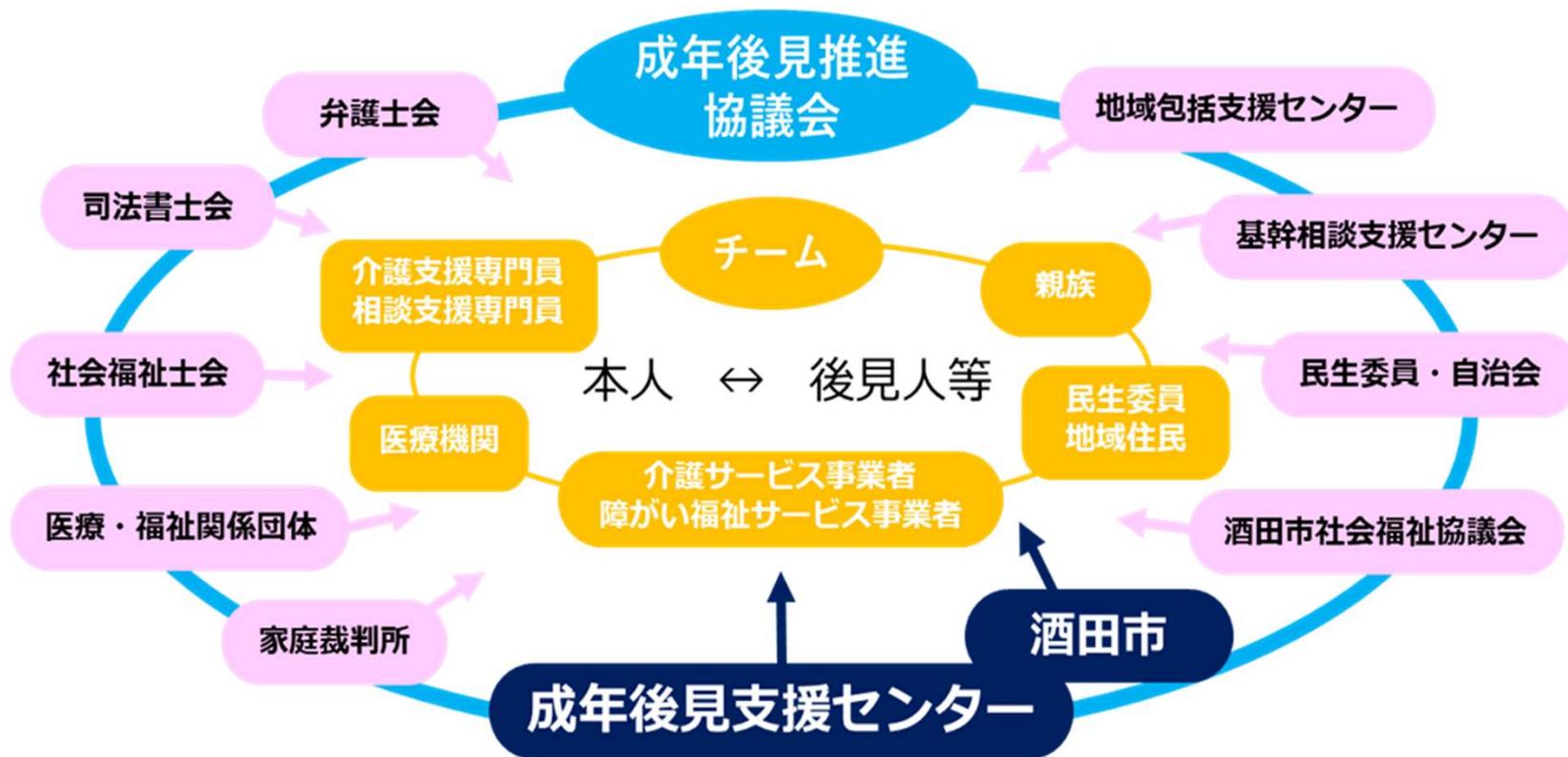


成年後見人等への期待と限界

3 成年後見制度の活用に向けて

令和7年度酒田市の体制 (中核機関の設置)

地域連携ネットワーク



3 成年後見制度の活用に向けて

中核機関の役割

1. 広報機能
2. 相談機能
3. 成年後見制度利用促進機能
4. 後見人支援機能